

インフルエンサーを活用した子宮頸がん予防 TikTok 動画制作業務仕様書

1 業務の名称

インフルエンサーを活用した子宮頸がん予防 TikTok 動画制作業務

2 委託業務の目的

子宮頸がん予防について中高生等の若い世代を中心に周知を図るとともに、子宮頸がん検診受診率及びHPVワクチン接種件数の向上を目指すため、インフルエンサーを活用した子宮頸がん予防を啓発する TikTok 動画（以下、動画という。）を制作し投稿する。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

○TikTok 動画の制作・広報

- ①子宮頸がん予防について中高生等の若い世代を中心に周知する目的で動画の制作を行うこと。
- ②動画については、2本以上制作することとし、動画の内容については下記動画内容のとおりとすること。また、3本以上制作できる場合も、子宮頸がん予防に関する内容を含むこと。
なお、子宮頸がん予防に関する情報については、委託者からの提案を基に、群馬県（以下、県という。）と協議し内容を決定すること。
- ③ダンスに使用する音源については、県が別途指定するフレーズを基に音楽を制作すること。
なお、制作された音源については、県が権利を所有すること。
- ④インフルエンサーを出演させること。インフルエンサーは、可能な限り子宮頸がん予防に関連のなる者、女子中高生に影響力のある者とする。
- ⑤動画の制作に伴う出演者及び所属事務所との調整・許諾、撮影許可の取得等を実施すること。
- ⑥動画の制作前において、県が絵コンテによるクオリティチェックを実施する。
- ⑦動画の最終納品前において、県がクオリティチェックを実施する。
- ⑧動画は15秒以上概ね60秒以内とする。

【動画内容】

○動画1

- ア. 県が別途指定する出演者及びダンスを使用し、③で制作した音源を使用すること。
- イ. 子宮頸がん予防に関する情報を含めること。
- ウ. 制作した動画については、電子データにて県へ提出すること。
なお、提出された動画は、群馬県公式TikTokアカウント「tsulunos」で投稿する（群馬県公式TikTokアカウント「tsulunos」で投稿は群馬県が行う）。

○動画2

- ア. 県が別途指定するダンス及び、③で制作した音源を使用すること。
- イ. インフルエンサーを出演させること。
なお、インフルエンサーについては、可能な限り子宮頸がん予防に関連のある者、女子中高生に影響力のある者とする。
- ウ. 子宮頸がん予防に関する情報を含めること。

- エ. 制作した動画については、県へ電子データを提出するとともに、県が指定した時期に動画に出演したインフルエンサーのアカウントにて投稿すること。
 なお、インフルエンサーのアカウントへの投稿とは別に、群馬県の公式 Youtube アカウントに投稿する可能性があること（投稿は群馬県が行う）。

5 事業スケジュール（予定）

○動画の制作・広報

- ①撮影に当たって必要な事項の調整：令和6年1月中旬以降随時
 - ②絵コンテ（場面の切り替わりやシナリオがわかるもの）の提出：令和6年1月中旬
 - ③撮影・編集：令和6年1月中旬以降随時
 - ④動画の納品（一次納品）：令和6年2月中
 - ⑤動画の納品（最終納品）：令和6年3月22日（金）まで
- ※動画のクオリティチェックの結果、一次納品と最終納品の間に二次納品等をもうける場合がある

6 成果物一覧

成果物	納品方法
音源データ	電子データを電磁的記録媒体に保存して提出する
動画データ	電子データを電磁的記録媒体に保存して提出する

7 留意事項

- (1) 動画内容について子宮頸がん予防に関する情報を含めるとともに、投稿にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該動画は可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) 本業務の実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 事業完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で報告するものとする。

- ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利及び制作した動画に関する著作権は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。